

ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等に係る質疑について

平成5.11.5 消防予第296号

消防庁予防課長から

静岡県総務部防災局長あての回答

(平成5.11.29 消防予第320号)

問1 「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」

(平成3年8月16日付け消防予第161号、消防危第88号。以下「ハロン抑制通知」という。)

第1, 2における「消費量の全廃」の定義として、次のものが該当するのか。

(1) ハロゲン化物消火設備・機器にハロゲン化物消火剤を充填しておくこと。

(2) 火災発生時等にハロゲン化物消火薬剤を放出すること。

2 1において「消費量の全廃」の定義に(1)、(2)が含まれる場合、1992年1月1日現在、既に設置されているハロゲン化物消火設備・機器及び同日以降において、使用抑制対象以外の用途部分に新たに設置を認められたハロゲン化物消火設備・機器について、1994年1月1日以降の対応はどうなるのか。換言すれば、当該ハロゲン化物消火設備・機器は、他の消火設備に代替させる必要があるのか。

3 1において「消費量の全廃」の定義に(1)、(2)が含まれない場合、1994年1月1日以降においても、ハロゲン化物消火薬剤を放出した後、当該薬剤が補充できない場合にあっては、将来にわたってのハロゲン化物消火設備・機器の維持継続性の点から困難が生じ、他の消火設備への代替を余儀なくされ、事業者にも多大な負担を強いることになるが、既存設備等への薬剤補充については、今後何年くらいを見込んでいるのか。

4 ハロン抑制通知第2により、ハロゲン化物消火設備・機器の代替消火設備としてスプリンクラー消火設備等6種類の消火設備が掲げられているが、消防法第10条及び第17条において規定されているハロゲン化物消火設備・機器は他の消火設備を含めた選択肢の一つであり、あえて代替としているのは既設のハロゲン化物消火設備・機器をスプリンクラー消火設備等とするよう示しているのか。

答1 (1)、(2)ともに該当しない。

「消費量」とは、「ハロンの回収、再利用等の促進に係る調査等について」(平成5年7月22日付け消防予第215号、消防危第56号。以下「促進通知」という。)の別添1に示したように、「オゾン層保護のためのウィーン条約」に基づく「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」において、消費量 = (生産量) + (輸入量) - (輸出量) と定義されており、ハロゲン化物消火設備・機器にハロゲン化物消火剤(以下「ハロン」という。)を充填しておくこと及び火災発生時に同消火薬剤を放出することは含まれない。

2 1によって明らかのように、既設のハロゲン化物消火設備・機器を他の消火設備に代替させる必要はないものである。

3 促進通知別添2に示したように、平成5年7月に関係業界によるハロンバンク推進協議会が設立され、同協議会において、平成6年からハロンの回収・再利用の促進及び供給に関する調整を行うよう検討を進めているところであるが、本検討によると、ハロゲン化物消火設備・機器への充填及び優先度の高い用途への同消火設備・機器の新設に必要なハロンの供給は、相当長期間にわたり可能であると見込んでいる。

4 質問のハロン抑制通知は、非特定防火対象物、危険物施設、駐車場等におけるハロゲン化物消火設備・機器の新たな設置を抑制するように通知したものであり、その代替消火設備・機器は、従来ハロゲン化物消火設備・機器を設置する場所であったものが、抑制対象に該当するために、ハロゲン化物消火設備・機器等の新設が抑制され、その代替として設置可能な消火設備・機器を示したものである。

なお、既設のハロゲン化物消火設備・機器については、この抑制の対象外であり、当該消火設備・機器をスプリンクラー消火設備等の代替消火設備・機器への転換を求めるものではないので、念のため申し添える。

ハロンバンクの運用等について(通知)

平成6年2月10日

消防予第32号消防庁予防課長

消防危第9号消防庁危険物規制課長

各都道府県消防主管部長

ハロゲン化物消火薬剤(以下「ハロン」という。)の回収、再利用等を促進するためのハロンバンク推進協議会(以下「協議会」という。)の設立、データベース作成のための調査等については、「ハロンの回収、再利用等の促進に係る調査等について」(平成5年7月22日付け消防予第215号、消防危第56号消防庁予防課長、危険物規制課長通知。以下「促進通知」という。)において通知したところであるが、ハロンバンクの運用内容、これに係る消防機関の対応等については、下記のとおりとするので通知する。

貴職におかれては、管下市町村に対してこの示達され、よろしくご指導願いたい。

記

1 ハロンバンクの運用について

協議会は、平成6年3月1日より、ハロンデータベースの管理、ハロンの回収・供給の調整等に係る業務を開始するものであること。

なお、ハロンバンクの運用フローは別紙1に示すとおりである。